

佐賀県における令和7年度の求職者支援訓練の実施規模と分野

令和7年度においては、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、必要な訓練機会を提供するため、訓練認定規模455人を上限とする。

	基礎コース		実践コース					合計	
		地域ニーズ枠	介護・医療・福祉分野	医療事務分野	デジタル分野	営業・販売・事務分野	その他の分野		小計
8月	20	0	10	0	40	40	23	113	133

1. 認定は1ヶ月毎に行う。認定単位期間毎の具体的な内容は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部のホームページで周知する。
2. 各コースの定員数は概ね10～30名（eラーニングコースについては15名以内）の範囲とする。
3. 計画数を超える申請があった場合は、就職実績や運営体制等より選定する。
4. 認定単位期間内に1申請機関の申請は、全分野を通じて2コース（eラーニングコースについては1コース）を上限とする。
5. 基礎コースの「地域ニーズ枠」は、ハローワーク武雄・鹿島管轄区域内（武雄市、鹿島市、嬉野市、藤津郡、杵島郡）において実施する優先枠として設定し、認定枠の内数である。なお当該枠の認定がない場合、翌期以降に同じ地域ニーズ枠として設定することができる。
6. 新規参入枠（規模）は、訓練実施規模の枠内において基礎コースは30%以内、実践コースは分野全体の30%以内とするが、1コースの定員に満たない場合であっても1コースは枠として設定できることとする。新規参入枠と実績枠が競合した場合、新規枠を優先する。
7. eラーニングコースについては実践コースの分野全体の30%以内（第2四半期については30名以内）とする。（前認定申請単位期間分の認定結果により既に認定枠の上限に達している場合もあり得ること。）
8. 実践コースの全国共通分野（介護・医療・福祉、医療事務、デジタル）で認定数が上限を下回った場合には、申請の状況及び翌期以降の計画等を鑑み、必要に応じ翌認定単位期間の「営業・販売・事務分野」または「その他の分野」に振り替えることができる。
9. 実践コースの全国共通分野以外の訓練分野（営業・販売・事務、その他）のいずれかで認定数が上限を下回った場合には、申請の状況及び翌期以降の計画等を鑑み、必要に応じ同一認定単位期間の他方の分野に振り替えることができる。
10. 第4四半期においては基礎コース・実践コース間の振り替えを行うことができる。振り替え後繰り越し分及び中止分が上乗せされる場合がある。
11. 上記以外に状況に応じて別途、定員調整を行う場合があること。

※デジタル系はIT分野、デザイン分野のWebデザインの訓練コースを指す。